

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

目黒区長 青 木 英 二

目黒区条例第 3 3 号

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目黒区旅館業法施行条例（平成 2 4 年 3 月目黒区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（標識の設置及び書面の配布）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、旅館業に係る計画を周知するため、規則で定めるところにより、標識の設置及び規則で定める周辺住民等に対する書面の配布を行わなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該標識を変更しなければならない。

3 申請予定者は、第 1 項の規定により配布した書面の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに同項に規定する周辺住民等に対し、変更後の書面を配布しなければならない。

（説明会の開催等）

第 1 条の 3 前条第 1 項の規定により標識の設置及び書面の配布を行った申請予定者は、規則で定めるところにより、旅館業に係る計画についての説明会を開催し、その結果を区長に報告しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による説明会において説明した旅館業に係る計画の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、変更後の内容

についての説明会を開催し、その結果を区長に報告しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、申請予定者は、旅館業を営もうとする施設の周辺地域の住民等から旅館業に係る計画について説明を求められたときは、当該計画について誠実に説明しなければならない。

第6条の見出し中「遵守事項」を「遵守事項等」に改め、同条第1号中「名称」の次に「その他規則で定める事項」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、当該規則で定める事項の全部又は一部の表示を要しない。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条に次の6号を加える。

- (5) 規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて規則で定めるものについて説明すること。
- (6) 営業施設の周辺地域の住民等からの苦情又は問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応すること。
- (7) 前号の規定による対応をしたときは、苦情等の内容その他の規則で定める事項を記録し、当該記録を5年間保存すること。
- (8) 営業施設には、宿泊者の滞在中においては、営業者自らが常駐し、又は営業施設の管理、宿泊者への対応及び苦情等への対応をすることができる営業従事者を常駐させること。
- (9) 前号の規定による営業者又は営業従事者の常駐の状況を確認することができる記録を作成し、営業施設に備え付けること。
- (10) 営業者が個人であつて日本国内に住所を有しない場合又は外国法人である場合（営業者が会社法（平成17年法律第86号）第817条第1項に規定する日本における代表者を定めている場合を除く。）は、当該営業者は、営業施設ごとに、当該営業施設において営む旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする代理権を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任すること。

第6条に次の1項を加える。

- 2 営業者は、防災、防犯、良好な生活環境の確保等に係る区の施策又は周辺地域の活動に協力するよう努めなければならない。

第7条中第1号を第1号の2とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 旅館・ホテル営業の施設の建築物に、居住の用に供する部分があるときは、旅館・ホテル営業の用に供する部分と居住の用に供する部分とが区画され、混在しない構造であること。

第7条に次の1号を加える。

- (11) 営業者又は営業従事者が常駐するために必要な規則で定める居室及び設備を設けること。

第9条第2項中「第7条第1号」の次に「、第1号の2」を加え、「第10号」を「第11号」に改める。

第10条第2項中「第7条第3号」を「第7条第1号、第3号」に、「第10号」を「第11号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和9年1月4日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）第1条の2及び第1条の3の規定は、令和9年1月4日以後に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請を行う者について適用し、同日前に当該申請を行う者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、新条例第6条第8号及び第9号並びに第7条第11号（新条例第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

